

# 武力攻撃事態等に備えて

## 小野町国民保護協議会設置

このたび、小野町における国民保護計画作成のため、町長を会長として、関係機関からそれぞれ委員を任命し、「小野町国民保護協議会」を設置しました。

協議会は、国民保護法に基づく武力攻撃事態等における町民の保護措置の具体的な計画「小野町国民保護計画」について、その内容を審議するものです。今後計画の内容等については作成次第お知らせしていく予定です。

国民保護計画について、ご質問、ご意見等があれば町民生活課までお問い合わせください。

### ◆問い合わせ

町民生活課 ☎72-6933  
協議会委員は次のとおりです。

(敬称略)

◎会長 小野町長・穴戸良三

◎指定地方行政機関の職員 東北農政局福島農政事務所地域第二課長・八嶋茂雄 関東森林管理局福島森林管理署総務課長・増子誠一 東北地方整備局三春ダム管理所長・山下洋太郎

◎県の職員 福島県中地方振興局県民環境部長・穴戸正幸 福島県農中農林事務所長・渡辺正平 福島県中保健福祉事務

所長・柳澤正信 福島県三春土木事務所長・芳賀英次 小野警察署長・齋藤紀男

◎助役 小野町助役・松崎浩司

◎教育委員会の教育長及び区域を管轄する消防長 小野町教育長・吉田勝人 郡山地方広域消防組合田村消防署小野分署長・二瓶正孝

◎町職員 総務課長・籠田良作 企画課長・駒木根祐治 町民生活課長・野川初雄 健康福祉課長・仲野谷博 産業振興課長・鈴木澄夫 地域整備課長・吉田正雄 教育委員会教育課長・草野利吉

◎指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 小野新町郵便局長・矢内清仁 東日本

高速道路株式会社東北支社いわき管理事務所長・矢野昌昭 東北電力株式会社郡山営業所長・笹川稔郎 シェアールバス関東株式会社東北道統括支店課長・藤井正義 株式会社NTT東

日本ー福島郡山支店長・渡辺篤 福島交通株式会社・松本正寿

◎国民の保護のための措置に関する知識又は経験を有する者 小野町議会議長・大和田昭 小野



協議会のもよう



辞令を受ける亀田消防団長

町消防団長・亀田憲弘 小野町行政区長会(小野町自主防災会)会長・長久保喜伸 社団法人田村医師会(さいとう医院院長)・齋藤升男

## 国民保護法ってなんだろう？

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が平成16年9月に施行されました。国民保護法は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国民の生命・身体及び財産を保護し、武力攻撃等に伴う被害を最小にするため、国・県・市町村などの役割や具体的な国民保護措置の内容等について定めている法律です。

今年度、小野町では、国民保護法に基づき具体的な国民保護措置の内容を定めた「国民の保護に関する計画」を作成する予定です。

〈国民保護法の仕組み〉  
国民保護法は、武力攻撃や大規模なテロがあった場合に、国・市町村(消防機関)及び指定(地方)公共機関が相互に連携し、かつ、関係機関や国民の自発的な協力を得て、住民の生命・身体・財産を守り、国民生活や国民経済に及ぼされる影響を最小とするため、住民の避難や救済といった国民の保護に関する措置を行うことを規定した法律です。

〈住民の協力〉  
自主防災組織やボランティア、一般の住民は、県や市町村等の

要請があった場合に自発的な意思に基づき協力していただくこととなりますが、この場合、強制されることがないよう国民保護法で特に規定しています。

国民に対し協力を要請することができる事項も、「非難住民の誘導」「救援」「消火、負傷者の搬送、被災者の救助等」「保健衛生の確保」「避難訓練への参加」に限定されています。

国民保護法には、国民の自由と権利を尊重するとともに、国民保護措置の実施にあたって、自由や権利が侵害される場合においても、公正かつ適切な手続きにより必要最小限のものにすることなど基本的な人権を尊重するとともに、国民の権利利益を迅速に救済することが規定されています。

〈国民の保護のための措置〉  
武力攻撃事態等が発生した場合、国・県・市町村及び指定公共機関・指定地方公共機関は、今後、それぞれが定める国民保護計画等に基づき、住民の生命・身体及び財産を保護し、武力攻撃が住民の生活や経済に及ぼす影響を最小とするよう国民の保護のための措置(国民保護措置)を行うこととなります。